

特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、即時廃止を求める声明

自治体議員有志

昨年12月6日、安倍自公政権は多くの人々が国会を包囲し抗議する中、「特定秘密保護法案」（以下、秘密法）を衆議院に続き、参議院でも強行採決して成立させた。直後の13日に公布され1年以内に施行されることになる。

しかし秘密法に対する国民の反対、疑問は極めて根強い。共同通信社の調査によれば成立した秘密法を次期通常国会以降に「修正する」が54・1%、「廃止する」が28・2%と、合わせて8割に上る一方で、「このまま施行する」は9・4%と1割にも満たない。法律に「不安を感じる」との回答も70・8%を占め、「知る権利」侵害への根強い懸念が示されている。

秘密法の経過は麻生副総理の「ナチスのやり方をまねる」発言通りだった。自民党は昨年末の総選挙、今夏の参院選において秘密法を公約に掲げず、意図的に有権者の審判を避けてきた。パブリックコメントも実施されたが、わずか2週間で打ち切られた。異例の約9万件の意見が寄せられ、その8割が反対だったものの法案には何ら反映されていない。

福島県議会は放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかった事実をあげ、「重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない」と指摘した。その上で「本法案はファシズムにつながるおそれがあり慎重な対応を強く要望する」との意見書が自民党も含めた全会一致で採択されたのである。

地方議会でも同様の意見書が採択され、私たちも近畿中心に自治体議員（元職も含む）106名が賛同した反対決議を各政党に送付してきた。

国会での審議が始まるにつれ、官僚による恣意的な運用の危険性や国会議員の国政調査権への制約がはっきりしてきた。国会が内閣をチェックできなくなれば、内閣の暴走をとめられない。国会は国権の最高機関でなくなり、三権分立も絵に描いた餅となる。法案が拙速に準備されたこともあって答弁は二転三転し、十分な審議からはほど遠いものとなった。石破自民党幹事長の「デモや国会・官邸前抗議はテロと同じ」との発言は秘密法の危険性を改めて示すものとなり、抗議が殺到したのである。

反対の声は日増しに強まり、日弁連、日本新聞協会、真宗大谷派はじめ、仏教やキリスト教などの宗教関係18団体、ノーベル物理学賞の益川敏英京都大名誉教授ら3181人が名を連ねた「特定秘密保護法に反対する学者の会」、山田洋次監督、女優の吉永小百合さんの「特定秘密保護法案に反対する映画人の会」など各界各層に広がった。

日比谷公園での1万人集会をはじめ、全国各地で集会とデモが相次ぎ、各種世論調査でも反対が賛成を大きく上回り、廃案は国民の声になっていった。国際人権NGOヒューマンライツ・ナウなど海外からも疑念と反対の声が寄せられてきた。

法案に対する反対と慎重審議すべきとの声が急激に高まる中、衆院公聴会は福島市で開かれ、7人全員が反対、または慎重審議すべきと陳述した。しかし一顧だにされずに翌日の委員会、本会議で強行採決された。参院公聴会も開催前日に決定し4党が抗議して欠席した。数の力を頼んでの強引な国会運営によって従来の手続きは無視されていった。

成立した秘密法には無数の「その他」の文言がちりばめられ、運用の多くが政令に委ねられること、特定秘密が妥当かどうかを判断する客観的な第三者機関の不存在から、恣意的運用は必至とみられる。政府は現在でも情報の公開には消極的であり、秘密法によって国政全般の秘密化が進めば、国民主権、基本的人権、平和主義すべての否定につながっていく。

憲法にあるように基本的人権は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないものであり、憲法に反する法律は効力を有しない。秘密法を認めることは私たち自身が憲法違反を犯すことになる。私たちは主権者として権利行使を決して自粛しない。

秘密法に続き今年通常国会では「共謀罪」、「国家安全保障基本法」が提出される可能性が高い。これら一連の流れは平和国家から軍事国家への転換であり、国際的にも我が国に対する警戒感を高めかねない。そうなれば平和国家として尊敬されてきた我が国への信頼が失われることにもなる。

よって私たち自治体議員は

- 1、安倍自公政権による秘密法の強行採決に強く抗議し、即時廃止を求める。
- 2、軍事国家のための悪法成立を許さない。

以上の立場を明らかにし、秘密法反対に立ち上がった人々をはじめ、各界各層との連携を深め、市民への働きかけを強めていく。